

関連部分（資料3-1～3）	御意見	対応（案）
計画の対象区域 （本編 9ページ、43 行目）	【本編8ページ】浅海域の中に流氷の記載がない。生態系として重要なので記載していただきたい。掲載する写真は一般的な浅海域の写真が良いのではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり追記させていただきます。 「また、オホーツク海沿岸では、冬季に流氷の接岸が見られます。流氷は、流氷下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの増殖を基礎として、多様な生物の生息・生育に寄与しています。」 なお、掲載写真については、流氷について追記したことから、原案のままとさせていただきます。
2050年までの長期目標 （本編 14ページ、20 行目）	【本編12ページ】「誰もが生物多様性の保全や持続可能な利用に関心を持ち、持続可能なライフスタイル」という記載は、わかりにくい。生物多様性に負荷を与えないライフスタイルといった表現がよいのではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正させていただきます。 「誰もが生物多様性の保全や持続可能な利用に関心を持ち、 <u>生物多様性への負荷を低減した持続可能なライフスタイルを実践</u> 」
2050年までの長期目標 （本編 14ページ、23 行目）	【本編12ページ】23行目、「活動を実施又は参加」との記載があるが、文法的に修正が必要ではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「多様な主体が気候変動対策と調和した生物多様性の保全や回復に関する活動の実施又は活動に参加することにより」
2030年までの中期目標 （本編 15ページ、4 行目）	【本編13ページ】中期目標が達成して長期目標につながるため、そのつながりを明記してはどうか。例えば、13ページ4行目にある、「令和32年までに」の部分「長期目標の達成に向けては」としてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「令和32年（2050年）までの長期目標である「自然と共生する社会」の実現のためには」
基本方針1 （本編 18ページ）	【本編15ページ】危機への対応とあるが、危機が明確になっていないものが多い。希少種、外来種とも現状が明確ではないので、回復への取組の前に現状を明らかにする取組を入れるべきではないか。例えば、危機への対処にふさわしい、現状把握、モニタリング体制の構築、その上で保全を検討という項目が必要なのではないか。	御指摘のとおり、生物多様性に関する取組を進める上においては根拠となる情報が必要と認識していますが、調査研究や情報収集については、4つの基本方針全てに横断的に関係するものであることから、「横断的・基盤的な取組」において記載しています。
基本方針1 （本編 18ページ）	【本編15ページ】道内の現状を調査研究により明らかにするためにも、「北海道においては危機に関して詳細がまだ十分に解明されていないので、調査研究・分析を積極的に進めていく必要がある」と記載するとともに、調査は横断的な取組であるとの観点から、関連するところにもこうした記載をしてはどうか。	

関連部分(資料3-1~3)	御意見	対応(案)
基本方針1 (本編 18ページ)	【本編15ページ】傷病鳥獣の保護についての考えはどこに記載されているのか。例えば、15ページ13行目に「伝染病」の記載があるので、そこに追記してはどうか。	希少種の保全や生命尊重の考え方については、基本方針1及び4においてお示ししています。なお、傷病鳥獣に関する具体的な方針については、「第13次北海道鳥獣保護管理事業計画」において記載しています。
基本方針1 (本編 18ページ)	【本編15ページ】傷病鳥獣の保護について、基本方針4に動物とのふれあいの記載があるが、傷病鳥獣の保護の考え方は、基本方針1にちかいものがある。	
基本方針1 (行動計画編 9ページ、28行目)	【行動計画編9ページ】希少種の保全に関連する施策として、タンチョウの給餌事業の実施とあるが、給餌は積極的な実施よりは減少させていく状況なので、促進を図る記載はやめた方がよい。また、保護増殖という表現も個体群の維持とした方がよい。最終的に給餌をなくすために、採餌場の確保とかをする必要があり、適切な個体群の構築を目指すような記載が望ましい。	御意見を踏まえ、次のとおり、施策の概要を修正させていただきます。 「国の特別天然記念物であり、北海道の鳥に指定されているタンチョウについて、国と連携し、保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するための越冬分布調査の実施や、生息地の分散を図るための給餌事業のあり方の検討を進めます。」
基本方針1 (行動計画編 9ページ、26行目)	【行動計画編9ページ】希少種の保全に関する施策として、希少野生動植物の保護対策の記載があるが、生息状況の解明と問題点の抽出と保全対策の検討構築、モニタリング体制の構築というのがふさわしいのではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり、施策の概要を修正させていただきます。 「希少野生動植物種の保全などを検討する有識者会議の開催や生息状況調査の実施、また、高山植物監視パトロールの実施などの保全対策を推進します。」
基本方針1 (本編 19ページ)	【本編16ページ】目指すべき状態1-1にある、「生態系の規模が増大、その質が向上」はどのような意味なのか。地理的な範囲が拡大することなの	本来の生態系が健全な状態で維持・回復されていることを意味しております。
基本方針1 (本編 19ページ)	【本編16ページ】目指すべき状態1-1にある、「生態系の規模が増大、その質が向上」については、我々の生活が維持できるような生態系サービスの維持という記載がわかりやすいのではないか。	
基本方針1 (行動計画編 11ページ、43行目)	【行動計画編11ページ】施策の概要に「市町村が促進区域を設定する際に基づく北海道基準の環境配慮基準を策定」とあるが、適切な運用や見直しを追記すべきではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり、関連する施策と概要を修正させていただきます。 「4 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準の設定及び適切な運用 ・ 市町村における促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準を設定するなど、地域の実情に応じた脱炭素化を促進します。」

関連部分(資料3-1~3)	御意見	対応(案)
基本方針1 (行動計画編 13ページ、13行目)	【行動計画編13ページ】ハンターに関する記載がないのではないか。行政が関わるスタンスを記載すべきではないか。	御意見を踏まえ、御指摘を踏まえ、狩猟者の育成や広範な野生鳥獣対策をコーディネートする能力を有する人材の確保について追記させていただきました。なお、野生鳥獣の管理においては、北海道エゾシカ管理計画や北海道ヒグマ管理計画などにに基づき、対策を進めることとしており、それぞれの管理計画において捕獲対策の考え方を示しております。
基本方針2 (本編 22ページ)	【本編18ページ】「自然共生サイト」の記載があるが、その内容について説明を記載すべきではない	御意見を踏まえ、「自然共生サイト」に脚注を追記しました。
基本方針1 (行動計画編 15ページ、6行目)	【行動計画編14ページ】プラスチックを含む水産系廃棄物の記載があるが、関連施策にも記載すべきではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり施策の概要に追記します。 「・ 地域における水産系廃棄物の処理体制づくりを進めるとともに、廃漁網や魚類残渣の再生利用など、循環的利用を促進します。」
基本方針2 (行動計画編 16ページ、32行目)	【行動計画編15ページ】ラムサール条約登録湿地だけでなく、フライウェイやIBAサイトなど、該当するものを記載してはどうか。	御意見を踏まえ、流水や海獣類の移動などを通じ、国際的な生態系ネットワークの一部として重要な地域である知床について追記させていただきました。 なお、フライウェイ全体を保全することは難しいものであること、IBAサイトは固有種の生息地にも設定されることがあることなどを鑑み、渡来地以外についても必要に応じた措置をとることを想定し、取るべき行動においては渡来地等という記載としております。
基本方針2 (本編 20ページ)	【本編17ページ】基本方針2は「土地の適正利用・管理」とされているが、書かれている内容が保護地域や生息地の保全に重点が置かれているので、土地という言葉を使うのであれば農業も組み込む方がよいのではないか。	基本方針2の取るべき行動に関連する施策として「環境と調和した持続可能なクリーン農業の取組拡大の推進」を掲載しており、土地の適正利用における農業の視点についても組み込んでおります。 なお、御意見を踏まえ、基本方針の表記を次のとおり修正します。
基本方針2 (本編 20ページ)	【本編17ページ】基本方針2は「土地の適正利用・管理」とされているが、生物多様性保全のための土地の利用という意味なのか。例えば、「保全に資する土地の管理等」とするのがよいのではないか。	「生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理」
基本方針2 (本編 21ページ・行動計画編 16ページ、36行目)	【本編18ページ、行動計画編15ページ】取るべき行動2-2において、「流域や山系等」とあるが、流域は河川だけを示しているのではないか。森川海のつながりが示されるよう、記載していただきたい。	流域は、河川の集水域を指すものであり、域内の森林、農地、湖沼も含むものとして記載しています。なお、行動計画編15ページにおいて、取るべき行動の考え方として、「森・里・川・海の生態系は相互につながりを有している」旨、記載しています。

関連部分(資料3-1~3)	御意見	対応(案)
基本方針2 (本編 21ページ・行動計画編 16ページ、3行目)	【本編18ページ、行動計画編15ページ】取るべき行動2-1では、生態系のつながりが強調されているが、渡り鳥の「フライウェイ」の保全が重要である。陸上生物であると移動経路の保全になるが、「フライウェイ」の保全を記載してはどうか。	フライウェイ全体を保全することは難しいものと考えておりますが、渡来地以外についても必要に応じた措置をとることを想定し、渡来地等という記載としております。
基本方針2 (本編 21ページ・行動計画編 16ページ、36行目)	【本編18ページ、行動計画編15ページ】取るべき行動2-2では、「つながる複数の生態系」とあるが、「複数の異なる生態系のつながり」とするのがよりわかりやすい。	同一の生態系のつながりも含め、より広い意味で記載しており、原案のままとさせていただきます。
施策の実施に当たっての基本的視点 (行動計画編 2、3ページ)	【行動計画編2ページ】基本的視点に政策統合のセクションを入れてはどうか。また、「地域の固有性の尊重」の記載箇所に、ロシアとの移動がある生物など、国境を越えて移動する内容を記載してはどうか。	御指摘を踏まえ、政策統合について次とおりの4に追記させていただきます。 <u>「4 社会・経済的な仕組みへの導入と広範な政策への浸透(略)また、行政においても、生物多様性が我々に幅広い恩恵をもたらしており、様々な社会課題の解決にも寄与することに鑑み、幅広い行政分野に生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方を浸透させ、行政分野間での施策の相乗効果の創出を図っていくことが重要です。」</u> また、「2 地域の固有性の尊重」における国境を越えて移動については、次とおりの修正させていただきます。 「道内外の各地をまたぎ移動する鳥類」

※資料作成の都合上、御意見の言い回し等は一部変更しています。